

優先入居対象者について

一般住宅の募集において、高齢者や障害者など特に住宅に困窮する世帯については優先世帯として優遇措置が受けられます。

優先する世帯は下記の世帯です。該当される人は申込書の優先世帯区分に記入してください。

1 高齢者世帯

入居しようとする世帯の中に60歳以上の高齢者がいる世帯

2 子育て世帯等

次のいずれかにあてはまる世帯

子育て世帯	小学校就学前の子供がいる世帯
母子世帯 父子世帯	配偶者と死別、又は離婚したのち婚姻していない人で、20歳未満の扶養親族がいる世帯
多子世帯	18歳未満の扶養している子供が3人以上いる世帯

3 障害者等

入居しようとする人の中に、次のいずれかにあてはまる人がいる世帯

身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けている人で障害の程度が1級から4級までの人
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け得る程度の障害(1～3級)である人
知的障害者	療育手帳の交付を受け得る程度の障害(精神障害1～3級相当)である人
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている人で障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の人
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
生活保護受給者	生活保護法に規定する被保護者
中国残留邦人等支援受給者	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する支援給付受給者
引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
要介護者	介護保険法第7条第3項に定める要介護者
炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた人で、かつ、その手帳が失効していない人

4 DV被害者

DV法に基づく接近禁止又は退去命令が出されて5年以内又は保護等を受けた後5年以内の人

※抽選で仮当選した人には、入居資格を確認するため、下記の書類等を提出していただきます。

- ・住民票の写し(入居者及び同居親族全員) ※続柄の記載のあるもの
- ・所得額の証明書(入居者及び同居親族全員) ※所得証明書、源泉徴収票、確定申告の写など
年の途中で就職・転職された人は給与支払証明書、退職された人は退職証明又は雇用保険受給証明書が別に必要
- ・市税に滞納がないことを証する証明書(入居者及び同居親族全員)
- ・資産証明書(未成年者を除く全員) ※持家等の資産がないことを証明するもの
- ・賃貸借契約書等の写し(賃貸住宅にお住まいの人) ※領収書の写し等など
- ・心身に障害のある人は障害者手帳の写し又は福祉事務所長の証明等
- ・その他申込者及び同居親族の資格について必要とする書類